

静岡市規則第27号

静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例施行規則をここに制定する。

令和17年3月28日

静岡市長

難波 喬 司

静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例（平成15年静岡市条例第127号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第6条の規定により静岡市清水ナショナルトレーニングセンター（以下「センター」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、清水ナショナルトレーニングセンター利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、トレーニングルーム及びクアプールの利用の許可の申請にあつては、この限りでない。

(利用許可書の交付)

第3条 指定管理者は、センターの利用を許可したときは、清水ナショナルトレーニングセンター利用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。ただし、トレーニングルーム及びクアプールの利用の許可にあつては、1回券、定期券又は回数券の交付をもって行う。

(利用料金の承認手続等)

第4条 指定管理者は、条例第12条第2項の利用料金（以下「利用料金」という。）について、同条第3項の規定による市長の承認を受けようとするときは、静岡市清水ナショナルトレーニングセンター利用料金承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第12条第3項の規定により利用料金について承認したときは、静岡市清水ナショナルトレーニングセンター利用料金承認証（様式第4号）を指定管理者に交付するものとする。

3 指定管理者は、条例第12条第3項の規定により利用料金を定めたときは、前項の規定により交付を受けた利用料金承認証をセンターの利用者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を公表しなければならない。

4 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況について、その翌月の10日までに市長に報告し

なければならない。

(減額又は免除の基準)

第5条 条例第12条第4項に規定する規則で定める利用料金の減額又は免除の基準は、次の各号に掲げるとおりとし、減額し、又は免除する利用料金の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 国又は地方公共団体が宿泊施設以外の施設を公用のために利用するとき 利用料金の全額
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「障害者」という。）がトレーニングルーム又はクアールを利用するとき 当該障害者及びその付添者（障害者1人につき1人に限る。）に係る利用料金の全額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認めるとき 市長が減額し、又は免除する必要があると認める額

2 指定管理者は、条例第12条第4項の規定により利用料金を減額し、又は免除したときは、その内容を前条第4項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(還付の基準)

第6条 条例第12条第5項に規定する規則で定める利用料金の全部又は一部を還付することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条に規定する許可を受けた者の責めに帰することができない理由によりセンターを利用することができなくなったとき。
- (2) センターを利用しようとする日前7日までに利用の取消しの申出があったとき。

2 指定管理者は、条例第12条第5項の規定により利用料金の全部又は一部を還付したときは、その内容を第4条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(入場者の遵守事項)

第7条 センターの入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をしないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理上支障があると認める行為をしないこと。

(指定管理者の指定の申請書類)

第8条 条例第13条の規定による申請は、静岡市清水ナショナルトレーニングセンター指定管理者指定申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 静岡市清水ナショナルトレーニングセンター事業計画書（様式第6号）

(2) 静岡市清水ナショナルトレーニングセンター事業計画に関する収支予算書(様式第7号)

(3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本

(4) 役員名簿

(5) 経営(事業)状況に関する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(協定の締結)

第9条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者とセンターの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 市が支払うべき管理費用に関する事項

(3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(4) 事業報告に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

清水ナショナルトレーニングセンター利用許可申請書

年 月 日

（宛先）指定管理者

名 称

代表者氏名

住 所（法人にあっては、その主
たる事務所の所在地）申請者 氏 名（法人にあっては、その名
称及び代表者の氏名）

電 話

静岡県清水ナショナルトレーニングセンターを利用したいので、次のとおり申請します。

1 宿泊室又は合宿室

利 用 期 間	施 設 名	利用の区分及び人員		備 考
		宿泊、休憩の別	人 員	
年 月 日から 年 月 日まで	宿泊室・合宿室	宿泊・休憩	男 人	
			女 人	
			計 人	
年 月 日から 年 月 日まで	宿泊室・合宿室	宿泊・休憩	男 人	
			女 人	
			計 人	

2 宿泊室及び合宿室以外の施設

利 用 の 目 的							
利 用 日 時	施設名	利用の区分及び人員				備考	
		入場料 徴収の 有無	アマチュアスポーツ等 の利用				その他 の場合 の利用
			生徒等	一 般	70歳以上 の者		
年 月 日 時 分から 時 分まで		有・無	人	人	人	人	
年 月 日 時 分から 時 分まで		有・無	人	人	人	人	
年 月 日 時 分から 時 分まで		有・無	人	人	人	人	
附 帯 設 備 、 運 動 用 具							

（注）

- 1 選択事項は、該当する事項に○印を付してください。
- 2 アマチュアスポーツ等の利用の場合は、アマチュアスポーツ又はレクリエーションの別を備考欄に記入してください。

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

清水ナショナルトレーニングセンター利用許可書

指定管理者

名 称

代表者 氏 名 ㊟

静岡市清水ナショナルトレーニングセンターの利用については、次のとおり許可します。

1 宿泊室又は合宿室

利 用 期 間	施 設 名	利用の区分及び人員		備 考
		宿泊、休憩の別	人 員	
年 月 日から 年 月 日まで	宿泊室・合宿室	宿泊・休憩	男 人	
			女 人	
			計 人	
年 月 日から 年 月 日まで	宿泊室・合宿室	宿泊・休憩	男 人	
			女 人	
			計 人	

2 宿泊室及び合宿室以外の施設

利 用 の 目 的							
利 用 日 時	施設名	利用の区分及び人員				備 考	
		入場料 徴収の 有無	アマチュアスポーツ等 の利用		その他の 場合 の利用		
			生徒等	一 般			70歳以 上の者
年 月 日 時 分から 時 分まで		有・無	人	人	人	人	
年 月 日 時 分から 時 分まで		有・無	人	人	人	人	
年 月 日 時 分から 時 分まで		有・無	人	人	人	人	
附 帯 設 備 、 運 動 用 具							

様式第3号（第4条関係）

静岡市清水ナショナルトレーニングセンター利用料金承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地（法人以外の団体にあっては、その代表者の住所）
申請者 名称
代表者氏名
電話

静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例第12条第3項の規定により、清水ナショナルトレーニングセンターの利用料金について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 承認申請事項

施設名	利用区分	単位	申請額	条例での限度額
			円	円
			円	円
			円	円

2 申請理由

3 実施時期 年 月 日から

（注）必要に応じ、関係資料を添付してください。

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

静岡市清水ナショナルトレーニングセンター利用料金承認証

年 月 日付けで申請のあった静岡市清水ナショナルトレーニングセンターの利用料金については、次のとおり承認します。

1 承認事項

施設名	利用区分	単位	承認額	備考
			円	
			円	
			円	

2 実施時期 年 月 日から

3 注意事項

- （1）承認額に基づき利用料金を決定してください。
- （2）利用料金を決定したときは、この承認証を清水ナショナルトレーニングセンターの利用者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を公表してください。

様式第5号（第7条関係）

静岡市清水ナショナルトレーニングセンター指定管理者指定申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

所在地（法人以外の団体にあつては、その代表者の住所）

申請者 名 称

代表者氏名

電 話

静岡市清水ナショナルトレーニングセンターの指定管理者の指定を受けたいので、静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例第13条及び静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例施行規則第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

様式第 6 号（第 7 条関係）

静岡市清水ナショナルトレーニングセンター事業計画書

事業計画の理念・方針

実施事業の概要（事業の構成及び年間計画表）

実施体制図

特記事項（効果的に事業を行うための方策、市民サービスの向上のための施策等）

様式第7号（第7条関係）

静岡市清水ナショナルトレーニングセンター事業計画に関する収支予算書

[illegible][illegible]